

# 平成31年2月定例会 総括審査会

## 高野光二議員



委員	高野光二
所属会派 (質問日現在)	県民連合
定例会	平成31年2月
審査会開催日	平成31年3月18日(月)

### 高野光二委員

東日本大震災から8年が過ぎ、それぞれの思いの中、南相馬市の東日本大震災追悼式に出席した。3月11日午後2時46分、あの日あの大震災、マグニチュード9、震度7強の揺れは想像を絶するものであった。

小高区役所の中は人の出入りで騒然としていた。そのような中、一人の女性を取り残された娘を助けてほしいと駆け込んできた。現場に向かうにはほとんどの道路が冠水し、流木や瓦れきでどこも通れず、山の中を迂回していった。荒れた山の中、竹や笹をかき分けやっとの思いで現場に到着した。水に浸りながらもやっとの思いで救出し、近くの友人宅で彼女の冷えた体を毛布や石油ストーブで温めてもらった。気がつくと帰りは既に薄暗く、震災のあの夜は満天の星だった。星の光を頼りに、途中、たき火で暖をとりながら途方に暮れている人々にも出会った。必死に山の中を帰ってきた。今でも、あの津波の大惨事と満天の星が目に残っている。

翌日避難所の体育館で、ズドンという原発の爆発音とともに避難という形になった。私が、入院中の母と妻を避難させるときに原発が爆発した。今後どうなるかわからない。私は住民を避難させ、最後に避難すると伝え、送り出した。そのとき、私の覚悟が決まった。

そのような思いの中で質問に入る。

初めに、知事に質問する。

復興財源の確保についてである。

復興・創生期間も残すところあと2年余りとなっている。本県の復興にはまだ多くの時間と財源が必要なことから、国に対して復興庁にかわる後継組織をつくり引き続き復興に取り組んでいくよう求めてきたが、内閣府の外局に位置づけて復興の司令塔機能を継続するとして、内閣府の防災担当部局と統合し災害の初期対応と復興業務を一本化する案が有力視されてきたことは大きな成果であり、予算の確保に向けた前進である。

何といても、今後長い時間を必要とする福島復興の新しい時代の県土づくり、さまざまな課題解決には財源をしっかりと確実に確保することが重要である。

そこで、知事は復興・創生期間後の財源の確保にどのように取り組んでいくのか。

### 知事

複合災害から8年が経過する中、帰還困難区域での復興拠点整備が動き出すなど、復興は着実に進んでいる一方、被災者の生活再建、廃炉・汚染水対策など、本県特有の課題が山積しており、中長期的な対応が不可欠である。

このため、復興・創生期間後においても、切れ目なく安心感を持って復興を進めることが重要であることから、これまでも福島復興再生協議会を初め、先月行われた復興推進委員会などにおいても国に対し、国、県、市町村の間で認識を共

有しながら、安定的な財源をしっかりと確保するよう強く訴えてきたところである。

引き続き復興・創生期間の2年において復興を着実に前へ進めるとともに、あらゆる機会を捉えて本県の実情を訴えながら、国が福島復興に最後まで責任を果たすようしっかりと求めていく。

高野光二委員

復興財源の確保についてはもちろん本県の生活に密着した通常ベースの予算確保もあわせて重要であるためよろしく願う。

次に、危機管理部長に聞く。

本県の防災対策についてである。

昨年は6月の大阪北部地震、7月の西日本豪雨、9月の北海道胆振東部地震など甚大な被害をもたらす災害が次々と発生した。このような災害は日本全国どこにおいても発生する可能性がある。

本県においても、気象庁が発表する防災気象情報による事前の対応や災害発生時の情報収集、応急対策等を行う災害対策本部などの防災体制がとられるよう備える必要があり、常にその対応ができる体制になっていると思う。

いつ発生するかわからないさまざまな災害の対応は、県民の生命と財産を守る手だてであり、今までの災害対応の英知を生かし、それぞれの防災組織の連携が大切である。

そこで、県は災害にどのような体制で対応しているのか。

危機管理部長

台風や洪水、地震などの災害の種類や規模に応じた警戒配備体制による対応を行うほか、市町村や防災関係部局に事前対策などの注意喚起を行っており、さらに、大規模被害が想定される場合には、災害対策本部体制により、消防や警察等の防災関係機関と連携し対応していく。

また、災害発生時に迅速かつ的確な対応ができるよう災害対策本部事務局訓練などを繰り返し実施し、万々に備え万全を期して対応していく。

高野光二委員

本県の防災対策について保健福祉部長に聞く。

全国各地で大規模な災害が相次いで発生しており、本県が被災県となる可能性はこれからもまだ十分にあることから、特に医療関係について質問する。

県は、災害に備え医療機関との連携にどのように取り組んでいるのか。

保健福祉部長

医療機関との連携については、医療関係団体や災害派遣医療チーム、いわゆるDMATを保有する病院と災害時の応援や派遣に関する協定を締結している。

引き続きDMAT隊員の養成や技能向上を図るため、国と連動した研修会や被災地での活動を想定した災害実働訓練を実施するなど、災害に備えた医療機関との連携を強化していく。

高野光二委員

災害時に傷病者受け入れの中心となる災害拠点病院について、被災地であっても必要な医療機能を発揮できるよう、電気や燃料、水といったライフラインが維持されることが重要である。備蓄や速やかな協定に基づく対応が求められる。

そこで、県は災害拠点病院が災害時にライフラインを維持できるようどのように支援していくのか。

保健福祉部長

災害拠点病院のライフラインについては、昨年10月に実施した緊急点検において、災害時に維持されるべきライフラインが全ての災害拠点病院で確保されていることを確認している。

昨年全国で相次いだ災害を踏まえ、先月国が措置した第2次補正予算においても、自家発電装置の更新、燃料タンクや受水槽の増設など、災害拠点病院が必要とする経費に対する補助メニューが盛り込まれている。

高野光二委員

特に医薬品は、災害発生時であっても医療提供者に支障がないよう必要とされる量が必要とされる場所に供給されなければならない。東日本大震災当時のことを思い出すと、病院や医師たちの混乱した状況から、さまざまな状況の中で備えておかなければならないと私は地元で強く実感した。

そこで、県は災害時に被災地で必要とされる医薬品を確実に供給するためどのように取り組んでいるのか。

保健福祉部長

災害時の医薬品については、通常の流通が滞った場合に備え、県において必要な品目や数量をあらかじめ指定し、福島県医薬品卸組合に委託して平常時から県内各地で備蓄するとともに、災害発生時には被災地で必要な医薬品を迅速に搬送できる体制を整備している。

引き続き関係団体と連携しながら、災害時に医薬品が確実に供給できるようしっかりと取り組んでいく。

高野光二委員

当時の状況を振り返ると、通常の状態ではなかった。原発事故によって我々の区域には入れないという特別な理由があったが、そのようなことも想定した中で、各関係機関との連携が特に大切だと思う。

そうした意味でも今の答弁に全て包括されていると思うが、その点についてさらに答弁願う。

保健福祉部長

ただいま答弁した体制により、いわゆる流通備蓄という形で薬品や診療材料等を備蓄しているが、先般の原子力災害時には被災地域や避難地域に車両そのものが入れず、正直に言ってあの時点であるような想定はしていなかった。

今後は、それも踏まえて供給が滞ることのない体制を組んでいきたい。

高野光二委員

よろしく願う。

次に、土木部長に聞く。

昨年は大災害の多い年だった。多数の建物被害など自然災害が頻発し、とうとい命や貴重な財産が奪われた。

このように災害が多発する中、先月26日には政府の地震調査委員会が大規模地震の発生予測に関する見通しの内容を発表し、本県沖で今後30年以内にマグニチュード7～7.5程度の地震が発生する確率を50%程度に引き上げた。

今後も地球温暖化による極端な豪雨災害や大規模な地震がいつ発生してもおかしくない状況であることから、県民の生命や財産を守るためには、道路や河川等の危険箇所の整備をするなど、日ごろから災害に備えていかなければならないと考える。

そこで、県は公共土木施設における自然災害に対する防災力の強化にどのように取り組んでいくのか。

土木部長

公共土木施設については、全国で頻発する大規模な自然災害を踏まえ、昨年、重要インフラの緊急点検を実施したところであり、点検結果に基づき道路の落石対策や氾濫の危険性がある河川の河道掘削、土砂災害を防止する砂防堰堤の整備等を集中的に進めることとしている。

今後とも公共土木施設の防災力の強化にしっかりと取り組んでいく。

高野光二委員

災害は最近の異常気象にも伴い、いつでも起きる可能性がある。

そのような中、県は県管理道路の落石対策をどのように進めていくのか。

土木部長

県管理道路の落石対策については、点検の結果に基づき21路線を選定したところであり、緊急輸送路等の優先度の高い箇所から落石防護柵などの対策工事を計画的に進めていく。

高野光二委員

河川の対応についてである。

震災後、特に河川の対策がされてこなかった。放射能の影響のある地域は、国の指導等もあり、河川から草や木が搬出されずにそのまま荒れた状態になっていた。このことから、多発する災害の危険回避のためには計画的な早い対応がぜひとも必要である。

そこで、県は氾濫の危険性のある河道掘削をどのように進めていくのか。

土木部長

河道掘削については、流水の阻害などによる洪水時の氾濫で著しい被害が生じる恐れのある46河川を点検に基づき選定したところであり、緊急性の高い箇所から速やかに実施していく。

高野光二委員

震災当時の状況からすれば優先度合いがあったため、放射能の影響があるところ、あるいは復興事業が優先されたなどの理由があったと思われる。しかし、災害を未然に防ぐ意味では、早い対応が大切であるから、今後の対策をよろしく願う。

次に、商工労働部長に聞く。

被災地域の復興・創生についてである。

福島ロボットテストフィールドの今後の活用についてだが、新年度は、施設がいよいよ本格的に始動する。ドローンは物流やインフラ点検、災害対応など、さまざまな分野での活用が期待されているが、目視外の飛行など、本格的に社会で使われるためには、機体の安全性や操縦能力の担保が必要不可欠となる。本施設でこれからの基準づくりが行われることで、施設の優位性をPRし、将来に向けた施設のさらなる活用促進が期待される。

そこで、福島ロボットテストフィールドを無人航空機の各種認証試験の場として活用すべきと思うが、県の考えを聞く。

商工労働部長

新エネルギー・産業技術総合開発機構や無人航空機の主要3団体と締結した協定により、現在、福島ロボットテストフィールドにおいて、機体の安全性や操縦者の技能等の基準づくりに向けた試験が進められているところであり、引き続きこれらの試験に協力し、各種認証試験が行える随一の施設となるよう取り組んでいく。

高野光二委員

福島ロボットテストフィールドには、これまで6,000人を超える研究者の来訪があったと聞いている。本格開所に向けさらなる増加が予想される。今後も地元商工団体と連携しながら来訪者が快適に滞在できる環境づくりに取り組むことで、交流人口拡大などの地域の活性化にもつながると考えている。

そこで、地元商工団体と連携し、福島ロボットテストフィールドの来訪者の受け入れ態勢を強化すべきと思うが、県の考えを聞く。

商工労働部長

昨年、約500名の研究者が参加して行われた大規模実証試験では、地元商工団体と連携した取り組みにより、地元の宿泊施設や飲食店等の利用拡大が図られ、またその際行ったアンケート結果を受け、宿泊予約等のホームページが開設されたところである。

今後も来訪者のニーズを的確に把握し、地元商工団体と連携しながら受け入れ態勢の強化に取り組んでいく。

高野光二委員

すばらしいロボットテストフィールドであるから、ぜひとも地域と連携し、福島の復興にかかわる活性化に向けて努力願う。

今後一番危惧するのは、中国のさまざまな技術開発である。そのため認証制度も含め、あるいは地域の連携についてもスピード感を持って取り組むことが最も大切だと思っている。

そのような意味での心構えや気構えを聞く。

#### 商工労働部長

ロボットテストフィールドは、来年度本格オープンする。我々としては、この施設が持っている強みは先進的なロボットの試験等ができる世界で類を見ない点だと考えている。

委員指摘のように世界ではいろいろな開発競争が続いているが、本県はこの施設をまさにその先進的な試験、機体の認証、操縦技術の認定や検定も行われる施設にしたい。

それによってここに集まる技術者や研究者、あるいは企業と地元企業のマッチングをしてイノベーションを起こし、そこで福島発のロボットやメイドイン福島のロボットを全世界に向けて売っていくといった心構えでこの施設を活用していきたい。

#### 高野光二委員

そのような決意でぜひ取り組んでもらいたい。また、ハイテクプラザもできることから、専門的な技術の指導とあわせて価値あるロボットテストフィールドをつくり上げていくよう願う。

次に、保健福祉部長に聞く。

医療体制の強化についてである。

最近、浜通りの病院関係者からは、東日本大震災や原発事故などの影響により、他県から浜通り地方に医師や看護師として就業しようとする人が極めて少ないと聞いている。

また、医師や看護師不足の影響か、相双地域のある病院では診療時間が長くなるなど、いまだ浜通り地方の医師、看護師不足は深刻な状況にあると感じている。

その一方で、明るい兆しも少しずつ見えてきた。

昨年秋には県内の臨床研修病院において、来年度研修を希望する医学生の数に過去最高の120名となり、今後県内の医療機関に従事する医師の増加が期待できるニュースがあった。

また、原発事故で双葉町から南相馬市に移転した公立双葉准看護学院では、6年間の休校を経て3月5日に再開後の第1期生19人が卒業した。そのほとんどが地元の医療機関に就職すると聞いている。大変ありがたい話である。

県内の医師、看護職員を確保するためには、県外に人材を求めるとともに、このような地元出身の医療人材の地元就業への支援についても取り組むなど、引き続き手厚い支援が求められてくると思う。

そこで、県は浜通り地方の医師、看護職員の確保にどのように取り組んでいくのか。

#### 保健福祉部長

浜通り地方の医師、看護職員の確保については、県立医科大学に医師を配置し浜通り地方の医療機関へ派遣しているほか、双葉郡等の病院を対象に看護職員の住宅確保や一時給付金支給などに要する経費の補助を行っている。

また、県外からの医師、看護職員雇用等に要する人件費を支援しており、引き続き医師、看護職員の確保に取り組んでいく。

#### 高野光二委員

双葉郡など、避難地域の中でも避難指示が解除された区域では、全ての市町村で公立の診療所、医療機関が再開、開設している。

また、昨年4月にはふたば医療センター附属病院が開院し、10月には多目的医療用ヘリが運航を開始するなど医療提供体制の整備は進んでいるが、この動きをさらに着実なものにするため、引き続きしっかりと取り組んでいくことが必要だと考える。

一方、双葉郡などの避難地域よりも先行して復興に向けた取り組みが進んでいる相馬地域については、いまだ受け入れ病院の調整などの問題により救急搬送に長時間要する事案が多発するなど、救急の現場での厳しい状況もあると聞いている。

そこで、相馬地方の救急医療体制の整備にどのように取り組んでいくのか。

保健福祉部長

相馬地域については、これまで公立相馬総合病院、南相馬市立総合病院等の2次救急医療機能の強化などを支援してきた。

新年度は、旧緊急時避難準備区域の医療機関が救急患者の受け入れ増にも対応できるよう、休止病床再開を支援するなど、相馬地域の医療体制の整備に取り組んでいく。

高野光二委員

救急搬送される患者がいち早く、最寄りの病院に行けることが非常に大切だと思っている。

一つの例として、救急車を呼んだものの1時間も行く病院が決まらず、庭先にとどまっていたのを隣のおばあさんが見て、自分はもうここに住めないと、また東京の娘のところに戻っていった例もある。ぜひこの地域の医療連携には力を尽くして頑張ってもらいたい。よろしく願う。

次に、生活環境部長に聞く。

除去土壌の最終処分、再生利用についてである。

東日本大震災と津波、原発事故の複合災害から8年が経過した。もう8年も経過したかとの思いと、地域の復興や生業の再開にはまだ時間がかかり、これからという状況である。

そうした地域の環境にあって、除染によって排出されてきた除去土壌等が今仮置き場にある。各家庭の庭先や空き地に保管され、2021年まで中間貯蔵施設に運ぶとしている。

中間貯蔵施設の整備は、地権者や関係自治体の協力もあってほぼ計画どおりに進みつつある。原発事故によって発生した除去土壌等の処理については、国が責任を持って最後まで処理することになっている。

現在、除去土壌等については、可燃物は焼却、土壌は中間貯蔵施設に運ぶとしているが、最近、住民の反対運動にもつながっている除去土壌の再生利用実証事業の問題が浮上してきた。

環境省は当初から、中間貯蔵施設に運び入れたものを30年以内に県外で最終処分するとの方針を出していたが、最近のマスコミ報道によると、県外においては除去土壌等の発生した自治体で処分するとの情報が伝えられている。

今まで本県では、発生した除去土壌等は全て中間貯蔵施設に運び入れ、30年以内に県外で処分することになっている。

そこで、除去土壌等の30年以内の最終処分の方針について変更がないか聞く。

生活環境部長

除去土壌等の県外最終処分については、国が中間貯蔵開始後30年以内に実施することが法律により定められている。

県としては、県外最終処分が確実に実施されるよう国の取り組みをしっかりと確認していく。

高野光二委員

中間貯蔵施設に運び入れた除去土壌についての再生利用の問題がある。再生利用の取り組みに当たっては、国が責任を持って国民的理解と除去土壌受け入れ地域の方々の理解を進めるとなっている。

そこで、除去土壌等の再生利用について県はどのように考えているのか。

生活環境部長

国では除去土壌の県外最終処分に向け、減容技術の開発や実証事業を進めながら再生利用に取り組むとしている。

県としては、除去土壌の再生利用については、安全性の確保はもとより住民、自治体、さらには国民的な理解が極めて重要であることから、引き続き国に対して丁寧に対応するよう求めていく。

高野光二委員

国が責任を持って実施するとの前提の中で、県の立場はよく理解できる。しかし、住民の反対の意向、そして地域の復興もあわせて考えると、今後のさまざまな動きの中での判断も必要と思う。

現在の県の立場を理解しながらも、そのような対応が必要と考えるが、どうか。

生活環境部長

除去土壌の再生利用への対応については、今後国が行う安全性の確保や国民的理解の醸成の取り組みをしっかりと確認していく。

高野光二委員

原子力損害賠償についてである。

一つ目の質問は、和解案の受け入れについてである。

最近、東京電力の原子力損害賠償に対する姿勢について、目に余る状況が多いと感じる。今までも幾度となく機会を捉え、県議会や県として担当部局や知事が直接東京電力に申し入れているが、一向に改善される状況はなく、原発事故の原因者としての自覚を強く求める必要がある。

このような東京電力の姿勢は言語道断であり、東京電力自身が示した特別事業計画の中で、和解仲介案の尊重、そして事故の被害がある限り最後の1人まで賠償するとしているが、被害者に寄り添う姿勢が全く感じられない。

私の地元の営業損害の例である。8人の職人を雇用し、高ノ倉という阿武隈山脈の裾野で作業場と事務所を構えて手गतく事業を行っている大工である。当時この作業場の周りは10 $\mu$  Sv/hを超える線量があったため、作業ができなくなっただけでなく、職人が次々とやめていき、そこに積み上がっていた材料も全て放射能を浴びたため使えなくなった。

これらにかかわる損害を市の相談窓口相談しながら東京電力に賠償請求をしたが、避難勧奨地点でそこに居住がないことを理由に支払いを拒否され、また、損害賠償を求める資料の提出の煩雑さなどで大変だった。加えて、東京電力がなかなか認めなかった。

東京電力の弁護士の勧めでADRに申し込み、その中で和解案で合意するとしていたが、最後は避難勧奨地点での居住がないこと、損害の立証が不明確などの理由で、原発事故による損害の関連性は認めるが賠償は認めないとし、和解案の拒否との結果になった。

その後、再び相談機関を通じて直接請求を続けて行ったが、請求金額の半額への減額を求められ、不服申し入れをしたところ、今度は東京電力の弁護士から支払いを拒否されてしまった。

このような例は、私のところに寄せられた相談だけでも数件ある。このような原子力損害賠償に対する姿勢は、とても許せるものではないと感じている。

そこで、東京電力に対し、原子力損害賠償紛争解決センターによる和解仲介案を全て受け入れるよう強く求めるべきと思うが、県の考えを聞く。

原子力損害対策担当理事

紛争解決センターの和解仲介については、簡易な手続で公正に解決が図られることから、これまで原子力損害対策協議会による要求活動等を通し、東京電力に対し、原発事故の原因者としての自覚を持って和解仲介案を積極的に受け入れるよう強く求めてきた。

今後とも被害者の立場に立った賠償がなされるよう取り組んでいく。

高野光二委員

被害者の請求支援についてである。

原子力損害賠償の今までの経過を振り返ってみれば、原子力損害賠償紛争審査会に対しての県による意見要望等を通し、これまで一定の成果があったことは評価できると受けとめている。しかし、ここに来て東京電力の和解仲介、賠償に対する姿勢はとても許せないものである。

最近、県として、国、東京電力あるいは原子力損害賠償紛争解決センターに対し、申し入れを行うだけでよいのかと感じる。県として、被害者への賠償が円滑になされるよう請求手続をサポートすべきではないか。

そこで、原子力損害賠償紛争解決センターへの申し立てを含め、被害者の賠償請求手続を支援すべきと思うが、県の考えを聞く。

原子力損害対策担当理事

賠償請求手続については、市町村や関係団体等への聞き取りを通して実態の把握に努めながら、国、東京電力に対し、被害者の負担軽減を図るよう繰り返し求めるとともに、県の問い合わせ窓口における相談対応や、弁護士による巡回法律相談などにより支援している。

今後とも、円滑、迅速な賠償請求が行えるよう支援していく。

高野光二委員

中間指針についてである。

東京電力は、賠償の問題を早いうちに収束したいという動きと、自分に都合のよい解釈をして、被害者からの賠償請求やADR和解案に応じないケースが出てきており、今までのように申し入れるだけでよいのかと思う。

そうした状況を踏まえると、被害者の早期救済を図るためには指針の見直しが必要ではないのか。その指針の見直しをさせるためには、県として今後どのような対応をするのか。

そこで、原子力損害賠償紛争審査会に対し、本県の現状を把握し中間指針を見直すよう求めるべきと思うが、県の考えを聞く。

原子力損害対策担当理事

原子力損害賠償の指針については、これまで原子力損害賠償紛争審査会に対し、現地調査などを通して本県の現状をしっかりと把握するとともに、適時適切な見直しを行うよう求めてきた。

今年度は、審査会委員による現地調査等が2日間にわたり行われたところであり、引き続き被害の実態に見合った賠償が的確になされるよう取り組んでいく。

高野光二委員

求め続けることで指針の見直しがなされるものと思うので、引き続きよろしく願う。

次に、外国人材についてである。

少子高齢化の進行に伴い、生産年齢人口の減少が見込まれる中、労働力不足を補うためには外国人材の受け入れが必要になると考えている。

国は、いわゆる入管法の改正により、ことしの4月から介護や建設業など14分野において、5年間で約34万5,000人の外国人材を受け入れるとしている。本県においてもさまざまな分野における人材不足を解消するため、外国人材にとって魅力ある環境を整備し受け入れを進めていく必要があるが、受け入れに当たってはさまざまな課題もあると考える。

そこで、県は外国人材の受け入れについて課題をどのように認識し、取り組んでいくのか。

商工労働部長

外国人材の受け入れには、適正な職場環境や労働条件の確保とともに、生活や日本語学習への支援など、外国人材にとって働きやすい環境の整備が重要と認識しており、就労の現状等をより具体的に把握する必要があると考えている。

このため、新年度は県内の外国人雇用の実態やニーズ等を調査し、必要な対応を検討の上、国や市町村等と連携しながら、受け入れ環境の整備に向けしっかりと取り組んでいく。

高野光二委員

特に介護に関しては、昨年5月に国が公表した介護人材の需給推計によると、団塊の世代が75歳以上となる2025年には、全国で約33万人、本県では約1万人が不足すると試算されている。また、県内の昨年12月の介護関連職種の有効求人倍率は3.21倍で、全職種の1.48倍の2倍以上と高い数字を示しており、介護人材の確保は喫緊の課題となっている。

今の介護人材が不足している状況と、将来不足すると推計されている人数を確保するためには、新たな受け入れ制度により増加が見込まれる外国人材を積極的に活用すべきと考える。

そこで、県は介護分野での外国人材の活用をどのように取り組んでいくのか。

保健福祉部長

介護分野での活用については、これまで、経済連携協定に基づいて入国した外国人介護福祉士候補者への学習支援を行



う施設に対する補助などを行ってきた。

今後は、新たな受け入れ制度により増加が見込まれる外国人介護人材の介護技能や日本語能力の向上を図るため、国から示される支援方針も踏まえ、県内の介護施設等の意見を聞きながら適切に対応していく。

高野光二委員

介護の職場で働くためには国家試験や資格試験を取る必要があり、そのような意味で日本語のサポートが非常に大切になってくる。

そういった場合のサポートを県としてどのようにするのか。

保健福祉部長

これまで、留学生が介護福祉士の資格を取るために来日し施設等で就労する前提の場合には、そのための日本語能力獲得のための研修費用の一部等を支援してきた。

これからは留学生のみならず、いわゆる特定技能の方や技能実習生などいろいろなチャンネルで来ることになるので、先ほど述べたようにこれから示される国の支援制度を踏まえ、さらには各介護事業者の意見等も聞きながら検討していきたい。

高野光二委員

基礎的読解力の向上についてだが、現在は国際化が叫ばれて多くの外国人が来日することもあり、2020年度から小学校で英語教育が全面実施されると聞いている。

英語教育も非常に重要な課題であるが、私は日本古来の古典や歴史についても子供たちにしっかり学んでほしい。しかし、今の子供たちはスマホやゲームばかりで、古典や歴史にしっかり向き合い十分に読むこともできないのではと感じる。

そのような中、県教育委員会は児童生徒の基礎的読解力ををはかるためにリーディングスキルテストを実施したと聞いている。その中で得たデータを活用し、子供たちの読解力を高める施策を行ってほしい。

そこで、県教育委員会は公立学校における児童生徒の基礎的読解力の向上にどのように取り組んでいくのか。

教育長

基礎的読解力については、今年度、小中高等学校46校で簡易版のリーディングスキルテストを実施したところ、文章を正確に読む速さなどに課題があることが明らかになった。

新年度においては詳細版により調査を行うこととしており、新たに実施する学力調査の結果とあわせた分析により指導方法の改善につなげ、基礎的読解力の向上に努めていく。

高野光二委員

英語教育、そして読解力を深める教育とあわせて日本語の古典と歴史の教育も大切だと思うが、そのような取り組みの考えがあるかを聞き、質問を終わる。

教育長

子供が育っていく中においては、母国語でものを考えたり人とコミュニケーションをとったりする中で、頭の中にいろいろな知恵や考え方がつくられていくのだと思う。国際化の時代であるから、当然ながら英語は必要だと思うが、基礎的なものの考え方をつくっていく過程においては、やはりきちんとした日本語の読み書きができることは重要だと思う。

家庭においても学校においても、国語に限らずどんな教科であっても、係り結びがきちんとわかっているかなど、日本語の場合は主語が省略されるケースもあることから、そうしたときにきちんと意味がとれているか、そういったところを丁寧に確認しながら子供たちを育てていきたい。